

土地改良事業計画書

1. 目 的

本地区内の水路を整備することにより農業の振興、農業用水の安定供給と集落及び地域の活性化を図る。

2. 地域、地籍及び現況

(1) 所 在 中津町地内

(2) 地 積 受益面積 0.3 ha 関係戸数 3 戸

(3) 現 況 当地区は、丸亀市の大道上に位置した水田地帯であり、水稻が中心の営農であり、地区内の水路は、狭小で不整形なうえに老朽化が進んでいることから、漏水及び通水障害がおきている。併せて、大雨時等には排水に支障をきたしている。

3. 一般計画

- ・ 本地区の1戸当たり平均耕作面積は、10アールと零細で土地が分散しており、生産基盤は未整備である。
- ・ 水路の整備をすることにより、維持管理を軽減させ、地域農業の振興と生産性向上を図る。
- ・ ため池と水田に囲まれた田園地帯であることから、周辺的环境に配慮した整備とする。

4. 主要工事計画

(1) 水路延長 50.0 m 起点：丸亀市中津町401-4地先
終点：丸亀市中津町402地先

(2) 水路断面 B=0.30 H=0.40 m

(3) 構 造 U型水路

5. 付帯工事計画

該当なし

6. 工事の着工及び完了予定期間

着 工 令 和 8 年 9 月 1 日

完 了 令 和 9 年 1 月 29 日

7. 環境との調和への配慮

本地区における環境との調和への配慮は、自然の生態系を保全しつつ、農地の持つ多面的機能や自然環境を維持するよう整備を進める。

8. 本施設の維持管理

本施設の維持管理については、丸亀市土地改良区において管理する。

9. 事業費の総額及び内容

(1) 事業に要する費用

区 分	金 額(千円)	備 考
工 事 費	2,937	
用地買収補償費	0	
測 量 試 験 費	363	12.36%
工 事 雑 費	-	
事 務 費	-	
計	3,300	10a当りの事業費 1,100,000 円

(2) 資金計画

区 分	金 額(千円)	備 考
補 助 金	国 補 助 金	-
	県 補 助 金	1,815
	市 町 補 助 金	1,320 事業費の40%
	小 計	3,135
地 元 負 担 金	受 益 者 負 担 金	165
	借 入 金	- 農林漁業資金 利率 償還期間 賦課基準
	小 計	165
	計	3,300

10. 事業効果

区 分	金 額(千円)
作 物 生 産 効 果	424
維持管理節減効果	39
走行費用節減効果	0
そ の 他	0
年 総 増 加 額 計	463
廃 用 損 失 額	-

$n : 30$ 総合耐用年数
 $T : 1$ 事業着手から効果発生年数
 $i : 0.04$ 割引率
 資本還元率 : $i(1+i)^n / (1+i)^n - 1$
 建設利息率 : $0.05 \times 0.4 \times 0.065 \times T$
 農家負担率 : 0.05

$$\begin{aligned}
 \text{妥当投資額} &= \text{年総増加額計} \div [\text{資本還元率} \times (1 + \text{建設利息率})] - \text{廃用損失額} \\
 &= 463 \div [0.0578 \times (1 + 0.0013)] - 0 \\
 &= 7,999
 \end{aligned}$$

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費} = 7,999 \div 3,300 = 2.42$$

※投資効率の基準値は1.00以上とする。

11. 計画図

(1) 位置図

別紙のとおり

(2) 平面図

別紙のとおり

(3) 標準断面図

別紙のとおり

土地改良事業施行事由書

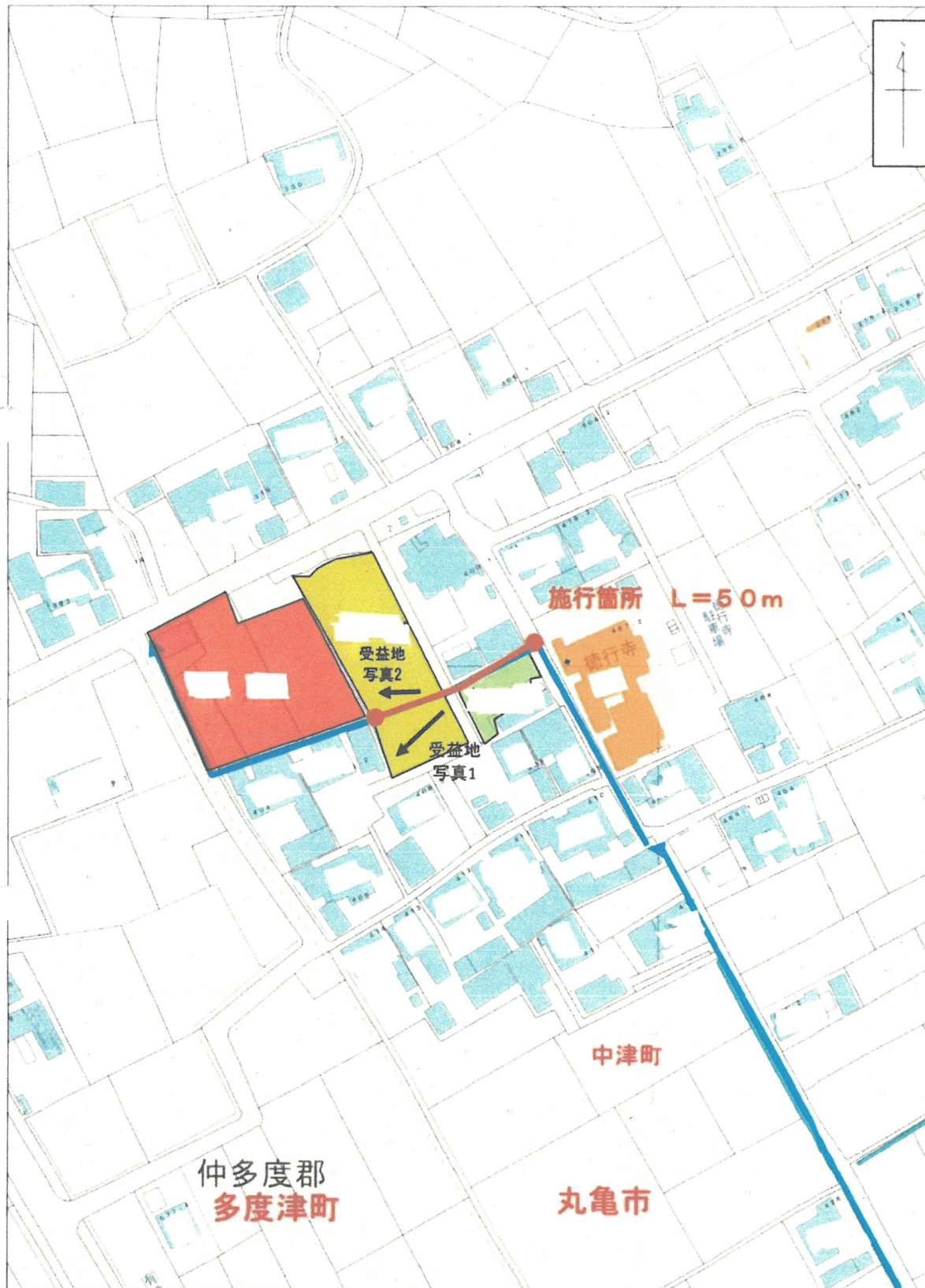
本地区の1戸当たり平均耕作面積は、10アールと零細で土地が分散しているため、生産基盤が未整備である。

また、地区内の水路は、狭小で不整形なうえに老朽化が進んでいることから、漏水及び通水障害がおきている。併せて、大雨時等には排水に支障をきたしている。

そこで、本施設を改修整備することにより地域農業の振興、生産性の向上・維持管理の軽減及び地域の活性化を図る。

位置図



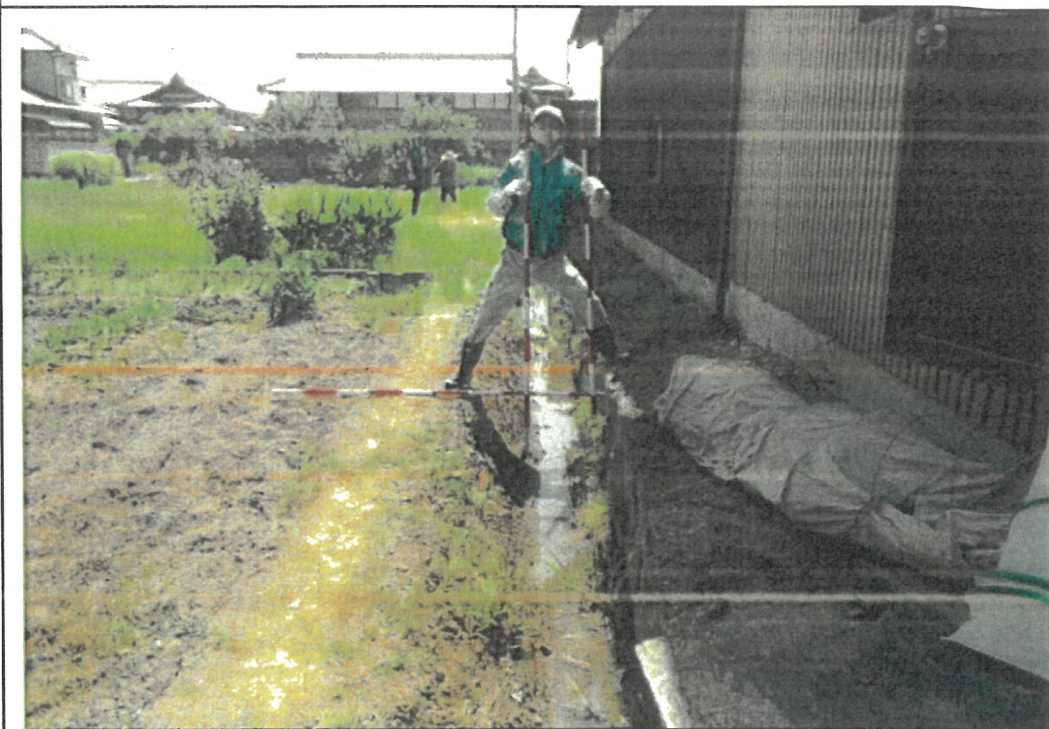


地区名

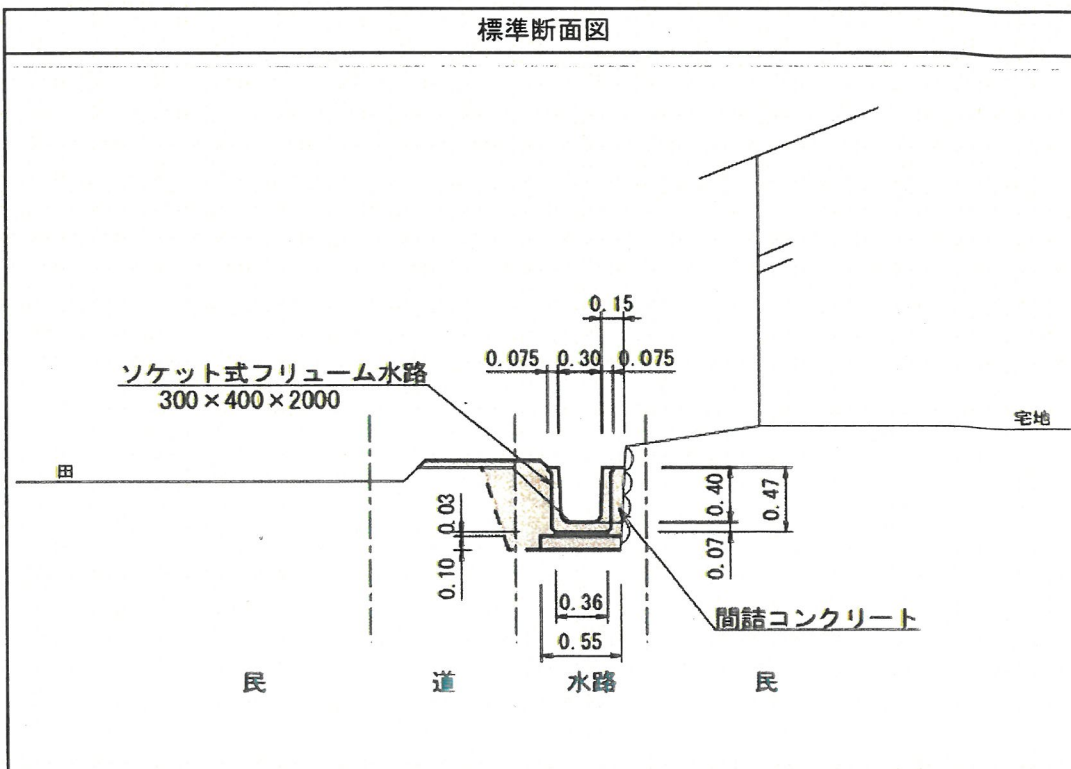
大道上

NO.1

現況写真



標準断面図



#

丸亀市土地改良区定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

[一部改正]令和8年3月31日

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、丸亀市土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、香川県第294号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市 名	町 名	地 域
丸亀市	垂水町	一円の田畑
	川西町北	
	川西町南	
	郡家町	
	三条町	
	柞原町	
	山北町	
	城南町	
	田村町	
	新田町	
	土器町東	
	土器町西	
	飯野	
	金倉町	
	今津町	
	津森町	
	中津町	
	城西町	

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

一 地区全域にわたるため池、出水、用排水路等、かんがい排水施設の新設・改良及び維

持管理

- 二 地区全域にわたる農道の新設・改良及び維持管理
- 三 地区全域にわたる区画整理
- 四 地区全域にわたる農用地又は土地改良施設の災害復旧

[一部改正]令和 8 年 3 月 31 日

2 この土地改良区は、前項第 1 号及び第 2 号の事業に附帯して次に掲げる事業を行う。

- 一 農業集落排水事業
- 二 農地中間管理機構から委託を受けて行う事業
- 三 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動組織に参画して行う当該事業及び当該活動組織から委託を受けて行う事業

3 この土地改良区は、県営土器川右岸用水土地改良事業によって造成された施設を共同して維持管理を行うため、土器川右岸土地改良区連合に所属する。

[一部改正]令和 8 年 3 月 31 日

4 この土地改良区は、国営土地改良事業及び県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第 5 条 この土地改良区の事務所は、香川県丸亀市に置く。

(公告の方法)

第 6 条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示してこれを行う。

[一部改正]令和 8 年 3 月 31 日

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第 2 章 会議

(総代会)

第 7 条 この土地改良区に、総会に代わるべき総代会を設ける。

[一部改正]令和 8 年 3 月 31 日

(総代の定数)

第 8 条 総代の定数は、49 人とする。

(総代の選挙)

第 9 条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 総代選挙の選挙区域及び当該区域ごとの定数は、別表 1 のとおりとする。

[一部改正]令和 8 年 3 月 31 日

3 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

[一部改正]令和 8 年 3 月 31 日

(総代の任期)

第10条 総代の任期は4年とし、総代選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。
ただし土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

[一部改正]令和8年3月31日

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員に係るときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

[一部改正]令和8年3月31日

（総代の失職）

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

（通常総代会の時期）

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

（組合員の請求による会議招集）

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

（書面による議決権の行使）

第13条の2 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面により議決権を行使することができる。

2 書面により議決権を行使しようとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、総代会の会日の前日（通知で定めたときは、その日時）までに、この土地改良区に提出してしなければならない。

[新設]令和8年3月31日

（議決方法の特例等）

第14条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更、法第83条の2第3項の規定による権利義務の承継その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第15条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

（議長）

第16条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(総会)

第 17 条 第 13 条から前条までの規定は、総会について準用する。

第 3 章 役員

(役員の数)

第 18 条 この土地改良区の役員定数は、理事 20 人及び監事 3 人とする。

2 前項の監事定数のうち、1 人は、法第 18 条第 7 項各号の全てに該当する者とする。

[一部改正]令和 8 年 3 月 31 日

[一部改正]令和 8 年 7 月 6 日

(役員を選任)

第 19 条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長)

第 20 条 理事は、理事長 1 人を互選するものとする。

第 21 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第 22 条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 23 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第 24 条 役員の任期は 4 年とし、その就任の日から起算する。

2 前項の規定にかかわらず、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による選挙又は当選の取消による選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。補欠選任により選任される役員の任期も、同様とする。

[一部改正]令和 8 年 3 月 31 日

3 前項に定める選任が役員全員にかかるときは、その任期は、前項の規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

[一部改正]令和 8 年 3 月 31 日

(役員の失職)

第 25 条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動した

ときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第26条 第4条第1項第1号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

[一部改正]令和8年3月31日

2 第4条第1項第2号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

[一部改正]令和8年3月31日

3 第4条第1項第3号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、各区別に規約に基づいて定める土地の地積に比例して賦課する。ただし換地処分の公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。

[一部改正]令和8年3月31日

4 この土地改良区の所属する土器川右岸土地改良区連合の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

[一部改正]令和8年3月31日

5 前4項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。ただし、畑については、田の2分の1の標準による。

[一部改正]令和8年3月31日

(負担金及び分担金)

第27条 この土地改良区は、法第90条の規定に基づき国営土地改良事業の負担金を負担する。

[一部改正]令和8年3月31日

2 前項の負担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

[一部改正]令和8年3月31日

第28条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

[一部改正]令和8年3月31日

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

[一部改正]令和8年3月31日

(賦課徴収及び督促に関する権限の委任)

第 28 条の 2 前 3 条に定める賦課金及び第 34 条に定める延滞金及び過怠金（この条において「賦課金等」という。）の徴収及び法第 39 条第 5 項に基づく滞納処分に関する理事長の権限は、理事たる支部長に委任する。ただし、理事たる支部長が滞納処分をするときの権限は、理事長も行使できるものとする。

[新設]令和 8 年 7 月 6 日

（賦課徴収の方法）

第 29 条 第 26 条から第 28 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

[一部改正]令和 8 年 7 月 6 日

（夫役の履行）

第 30 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれに当たり、又は代人をもってこれを履行することができる。

[一部改正]令和 8 年 3 月 31 日

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

（特別徴収金）

第 31 条 法第 36 条の 3 の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第 47 条の規定に該当する場合において返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

[一部改正]令和 8 年 3 月 31 日

第 32 条 この土地改良区は、法第 90 条の 2 及び第 91 条の 2 の規定に基づき、国営土地改良事業及び県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

[一部改正]令和 8 年 3 月 31 日

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

（督促）

第 33 条 法第 39 条の規定に基づく督促は、その納付期限後 60 日以内に督促状を発してこれをするものとする。

（延滞金及び過怠金）

第 34 条 第 26 条から第 28 条、第 31 条又は第 32 条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納等の日数に応じて年 4 パーセントの延滞金を徴収する。この場合において、督促状が発出されていたときは、過怠金として督促手数料 100 円を併せて徴収する。

[一部改正]令和 8 年 3 月 31 日

2 前項の延滞金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の 100 分の 4 に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前 2 項の過怠金は、特別の事由があると認められる場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑則

（事務局及び委員会）

第 35 条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、事務局を置く。

[一部改正]令和 8 年 3 月 31 日

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切に行うため、規約の定めるところにより、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

[一部改正]令和 8 年 3 月 31 日

3 理事会は、前項の規定に基づき設置した委員会ごとに担当理事を定める。

[一部改正]令和 8 年 3 月 31 日

（加入金）

第 36 条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の過入金の額は、総代会の議決により定める。

（賦課金以外の徴収金についての過怠金）

第 37 条 前条の規定による加入金、法第 42 条第 2 項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第 53 条の 8 第 2 項の規定により徴収すべき金銭、同条第 3 項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第 34 条の規定を準用する。

（基本財産）

第 38 条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

3 この土地改良区は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新等に必要となる費用に充てるための資金を第 1 項に定める基本財産として積み立てよう努めるものとする。

[新設]令和 8 年 3 月 31 日

（財産の分配の制限）

第 39 条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

（残余財産の帰属者）

第 39 条の 2 この土地改良区が解散（合併による開催を除く。）した場合における残余財産は、解散時における議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

[新設]令和 8 年 3 月 31 日

(事業年度)

第 40 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(電磁的方法)

第 41 条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

[一部改正]令和 8 年 3 月 31 日

(委任)

第 42 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は平成 21 年 1 月 26 日（知事の認可日）から施行する。

(定数の特例)

2 第 16 条の規定にかかわらず、この土地改良区の役員定数は、第 1 回の総代会の日から起算して 4 年を経過する日までは理事 21 人及び監事 3 人とする。

附 則

(施行期日)

1 この定款は平成 24 年 4 月 23 日（知事の認可日）から施行する。

(定数の特例)

2 第 16 条の規定にかかわらず、この土地改良区の役員定数は、平成 25 年 4 月 1 日時点の役員の任期が満了する日までは理事 21 人及び監事 3 人とする。

附 則

(施行期日)

1 この定款は平成 28 年 4 月 14 日（知事の認可日）から施行する。

(定数の特例)

2 第 16 条の規定にかかわらず、この土地改良区の役員定数は、平成 29 年 4 月 1 日時点の役員の任期が満了する日までは理事 21 人及び監事 3 人とする。

附 則

(施行期日)

1 この定款は令和 2 年 4 月 日（知事の認可日）から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、令和 8 年 3 月 14 日の総代会で議決し、香川県知事の許可のあった日（令和 8 年 3 月 31 日）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、令和8年7月3日の総代会で議決し、香川県知事の認可のあった日（令和8年7月6日）から施行する。

別表1（第9条第2項関係）

総代の定数及び選挙区

選挙区	選挙区域	総代数
第1選挙区 (垂水)	丸亀市垂水町・川西町南（中北・中所・下所・剣来松木・金山）	8人
第2選挙区 (城辰)	丸亀市川西町北・川西町南（中北・中所・下所・剣来松木・金山を除く）	5人
第3選挙区 (郡家)	丸亀市郡家町（但し原3157～3185番地を除く）・三条町	9人
第4選挙区 (城南)	丸亀市柞原町・山北町・城南町・田村町・郡家町原3157～3185番地	6人
第5選挙区 (城東)	丸亀市土器町東・土器町西	7人
第6選挙区 (飯野)	丸亀市飯野町	7人
第7選挙区 (城坤)	丸亀市今津町・新田町・金倉町・中津町・城西町・津森町	7人
計		49人